

新旧対照表

変更前	変更後
<p>柏崎市役所庁舎広告付きモニター設置及び運用事業者募集要項 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>(3) 設置場所及び設置台数 (略)</p> <p>イ 設置台数(予定) (ア) 広告媒体 広告媒体用ディスプレイ42インチ以上49インチ以下 <u>2基</u> (略)</p> <p>5 使用料等 (1) 使用料等 事業者は、行政財産である設置場所が有する広告価値を利用する対価として、行政財産使用料等及び広告掲出料を次のとおり支払うものとする。 ア 行政財産使用料等 新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例(昭和39年条例第49号)に基づき算定された額とする。 なお、設置するディスプレイ<u>4基</u>(予定)のうち、広告媒体用2基(予定)が支払対象となる。 (略)</p>	<p>柏崎市役所庁舎広告付きモニター設置及び運用事業者募集要項 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>(3) 設置場所及び設置台数 (略)</p> <p>イ 設置台数(予定) (ア) 広告媒体 広告媒体用ディスプレイ42インチ以上49インチ以下 <u>2～4基</u> (略)</p> <p>5 使用料等 (1) 使用料等 事業者は、行政財産である設置場所が有する広告価値を利用する対価として、行政財産使用料等及び広告掲出料を次のとおり支払うものとする。 ア 行政財産使用料等 新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例(昭和39年条例第49号)に基づき算定された額とする。 なお、設置するディスプレイ<u>4～6基</u>(予定)のうち、広告媒体用<u>2～4基</u>(予定)が支払対象となる。 (略)</p>
<p>柏崎市役所庁舎広告付きモニター設置及び運用事業仕様書 (略)</p> <p>3 設置場所等 (略)</p> <p>(3) 設置場所及び設置台数 (略)</p> <p>イ 設置台数(予定) (ア) 広告媒体 広告媒体用ディスプレイ42インチ以上49インチ以下 <u>2基</u> ※別紙「設置場所予定図」の「広告付きモニター」が該当 (略)</p> <p>5 事業内容 (1) 機器等の条件 ア 広告媒体 広告媒体ディスプレイ42インチ以上49インチ以下<u>2基</u>とも柱取付け (略)</p>	<p>柏崎市役所庁舎広告付きモニター設置及び運用事業仕様書 (略)</p> <p>3 設置場所等 (略)</p> <p>(3) 設置場所及び設置台数 (略)</p> <p>イ 設置台数(予定) (ア) 広告媒体 広告媒体用ディスプレイ42インチ以上49インチ以下 <u>2～4基</u> ※別紙「設置場所予定図」の「広告付きモニター」が該当 (略)</p> <p>5 事業内容 (1) 機器等の条件 ア 広告媒体 広告媒体ディスプレイ42インチ以上49インチ以下<u>2～4基</u>とも柱取付け (略)</p>